

かわまちづくり公園整備事業
特定公園施設建設・譲渡契約書（案）

令和4年7月

伊豆の国市

特定公園施設建設・譲渡契約書(案)

伊豆の国市（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、甲と乙が令和●年●月●日付けで締結した「狩野川神島公園（仮称）Park-PFI 基本協定書」（以下「基本協定書」という。）に基づき、乙が狩野川神島公園（仮称）において整備する特定公園施設について、次のとおり建設・譲渡契約を締結する。なお、この契約で定義されていない用語の定義は、基本協定書で定義された意味を有するものとする。

（総則）

第1条 乙は、令和●年●月●日（以下「最終引渡し予定日」という。）までに、全ての特定公園施設の整備を完了し、その引渡しを行うものとする。

2 乙は、前項の引渡しに関し、基本協定第40条に規定する完了検査を実施し、乙が整備する特定公園施設が、公募設置等指針等及び認定公募設置等計画等により作成された設計図書（甲及び乙が合意した内容を含む。）に基づき施された事に相違ないことを確認し、甲に引渡すものとする。

3 甲は、前項の引き渡しにより、特定公園施設の所有権を取得する。

4 甲及び乙は、協議により、最終引渡し予定日を変更することができるものとする。

（譲渡の対価）

第2条 特定公園施設の譲渡の対価は、特定公園施設の整備に要する費用のうち、本市の負担額である●●●●円（うち消費税及び地方消費税額 金●●●●円）とする。

（特定公園施設譲渡価額の支払）

第3条 乙は、第1条第2項により特定公園施設を市に引渡した後、特定公園施設の譲渡の対価の支払を書面により甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から適正な支払請求書を受領した日から30日以内に特定公園施設の譲渡の対価として、部分引渡しに対応した金額を乙に支払うものとする。なお、支払にかかる費用は乙が負担する。

（遅延利息）

第4条 甲は、この契約に基づく金銭債務の支払を遅延した時は、その遅延した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、その支払の遅延が天災その他の不可抗力によるものであるときは、甲は遅延利息の支払義務を負わないものとする。

（契約不適合）

第5条 甲は、前項の期日までに譲渡物件の存在した構造上の欠陥、破損等の契約内容の不適合により公園の管理運営に支障が生じるおそれがある場合は、乙に対し、その契約内容の不適合を乙の費用をもって補修するよう請求することができる。

（秘密保持）

第6条 市及び事業者は、本契約に規定する各事項について、相手方の同意を得ることなく、これを第三者に開示及び本契約の目的以外に使用してはならない。ただし、裁判所より開示

が命ぜられた場合、事業者が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び市が法令に基づき開示する場合は、この限りでない。

(本契約の変更)

第7条 基本協定書に基づき本契約を変更する必要がある場合は、書面をもってこれを行うものとする。

(協議事項等)

第8条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第9条 本契約は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本契約に関する紛争については、静岡地方裁判所沼津支部を第1審の管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため本書2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和●年●月●日

甲 伊豆の国市長岡 340-1

伊豆の国市長 山下 正行

乙 ●●●●●●●●●●

●●●●

代表取締役 ●●●●